

CONTENTS

目次

- 10年。これまで、そしてこれからも。目の前の人と、どう関わるかを問いつける
- よろず相談活動報告 2024 夏 下町よろず相談会に参加しました
- たいとう弁護士だより

今号の表紙絵の作者 XXXXXXXXXX さん

趣味は絵画。グループホームで仲間と暮らしながら、ヘルパー3級の資格も取得。就労支援B型を卒業して、ヘルパーとして活躍中です。

法律相談のご案内

個人の場合（法人の場合はお問い合わせください）

- 初回相談 1時間まで 5,000円(税別)
延長 15分につき 1,500円(税別)
- 継続相談 30分 5,000円(税別)

- ▶ まずは、お電話 03-5829-4652 にてご予約ください。
- ▶ 夜間・休日・出張相談も対応可能ですので、ご相談ください。
- ▶ 法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652 代表 FAX 03-5829-4653

平日 午前 9:30 ~ 午後 5:30 (土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com

HP <https://www.lo-taito.com>

※HP からもご相談の予約を受け付けております。

※ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではありますが、お電話にてご連絡ください。

アクセス

JR 秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前（★印地点）にしかありません。ご注意ください。

JR「秋葉原駅」昭和通り口より……………徒歩 5分
地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4 番出口より……………徒歩 3分
つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2 出口より……………徒歩 5分
地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4 出口より……………徒歩 5分
JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より……………徒歩 10分

〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸 7 8
第二阿部ビル 2 階

10年。これまで、そしてこれからも。
目の前の人と、
どう関わるかを問いつける

たいとうが目指す理念に共感した新しい仲間を迎え、あっという間に半年が過ぎました。

弁護士とは、一体、どのような役割を期待されているのでしょうか。正義の味方？用心棒？相談役？私たちは、弁護士とは、法律の専門家・実践家という強みを生かして、依頼者を助ける「対人援助職」と捉えています。

それは一体、どのような取り組みなのでしょう。この10年間、途絶えさせることなく続けてきた「読書会」では、新人弁護士が入ると、「ケースワークの原則」(F・P・バイステック著 / 誠信書房 / 2006年)を読むのも慣習となっています。

この本は、援助を求める人々とケースワーカーとの

関係の在り方を、基本的人権の視点から解説しており、クライアントのためにどのような弁護士であるべきかを考える上でも重要な示唆を与えてくれます。

目の前の人を多様でかけがえのない個人として見ること、気持ち・感情を大切にすること、価値観を尊重すること、自分らしい自己決定をサポートすること。新人にとっては新しい発見ばかりで「？」がいっぱいですが、中堅になると実践の難しさや成長の喜びを共有する場になります。

10年後に再びこの本を手取る時にも、できることが増えた喜びと、「まだまだだ」と初心に戻る清々しさを感じられる私たちがいられますように。

これからも、たいとうを成長させ続けていきます。

-
- 弁護士 清水 洋
 - 弁護士 佐藤 香代
 - 弁護士 生駒 真菜
 - 弁護士 吉川 由里
 - 弁護士 上柳 和貴
 - 弁護士 植田 千穂

よろず相談 2024 夏 活動報告 下町よろず相談会に参加しました

2024年6月6日に、台東区役所にて開催された「第22回下町よろず相談会」に、当事務所から、佐藤、上柳、植田が参加しました。

下町よろず相談会は、台東区災害ネットワーク専門職会議に所属する、10士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、社会保険労務士、一級建築士、中小企業診断士、不動産鑑定士、宅地建物取引士）と、公証人、社会福祉協議会などが合同で参加する専門相談会です。

台東区災害ネットワーク専門職会議は、阪神・淡路大震災や東日本大震災を契機に、災害時における法律相談等について、地域専門家チームが

対応すべき必要性を認識し、台東区内の各専門士業が互いに連携協力し、ワンストップで情報を提供できるように、台東区とも連携し形成されたネットワークです。

第22回下町よろず相談会当日は、予定されていた相談ブースでは対応できないほどの相談希望者の方が来られ、最終的に合計49組の方の対応をさせていただきました。

私は、午前中の担当で、合計4組の相談を担当させていただきました。

毎年のように参加させていただいておりますが、今回も、相談ごとに、各士業の専門的知見を踏まえた助言を伺うことができ、私にとっても大変勉強になりました。今後も、災害時を見据え、各士業等との連携を強化していきたいと考えています。

子どもの権利条約 30 周年

弁護士 佐藤 香代



子どもの権利条約の批准から30年が過ぎました。この条約の特徴は、子どもを大人と同じ人権を享有する存在と位置付けつつも、他方で子どもたちは発達途上にあるという現実も踏まえて、大人の側に様々な配慮を求めている点です。その象徴が意見表明権です。子どもに人権があるとはいえ、やはり子どものうちは、何でも自分で決めさせるわけにはいかず、大人が子どもに代わって考え・決めてあげなければならない。だからこそ、決める前には、子どもの声をしっかりと聴くことを忘れてはならない。

それにしても、子どもの声を上手に聴くためには、なんと、たくさんの工夫や忍耐が必要となることでしょう。大人の側も、知恵を出し合い、時には愚痴も言いあいながら、子どもとの対話を楽しんでいきたいですね。



「法律事務所たいとう」の所属弁護士ってどんな人？

普段はなかなか見ることができない個性がチラリと垣間見えるコーナーです。



昨今の腹立ちのいくつか

弁護士 清水 洋



私は、マイナンバーカードを所持していない。後期高齢になって、弁護士会共済から外れ、紙切れの保険証を持っている。医療機関・薬局で、マイナ保険証への切替を義務付ける

がごとき取扱いがされたとの報を耳にした。

個人情報マイカに紐づけされることによる「便利さ」を取るか、拒否して個人の「自由」の価値を優先するかは本来任意である。「報奨金」をバラ撒いて、マイカへの誘導を図る政府のやり方は姑息である。銀行が窓口を減らし、予約制を敷き、手数料を課してATMとネットに集約することで利用者の不便を加速していることに腹が立つ。コロナ禍以降、裁判所がリモートを原則化しつつあることにも、「団塊」弁護士としては憂いを持つ。AIに人間の生活・社会が乗っ取られる日も近いのか。その弊害の実相は予測できない。

見直しが進む 後見制度

弁護士 生駒 真菜



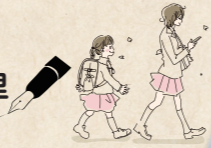
年齢を重ねても、しょうがいがあっても、住み慣れた町で人生を楽しんでほしい。弁護士としてその手伝いができたら。その思いから、多くの後見事件をお引き受けしてきました。おかげさまで、これまで30件以上担当させていただきましたが、お一人ごとに、状況も課題も価値観も違って、一緒に悩みながら伴走してきました。

成年後見制度は、開始当初の硬直的で使いにくいと言われていたものから、利用者がメリットを感じられる制度へと、運用面での改善が進んできました。さらに現在は、成年後見制度の見直しに向けて、法制審議会で議論が進んでいます。

弁護士が最後までずっと伴走し続けることが必ずしもベストではない方もいるでしょう。制度の形が変わっても、必要とされるところで支援を尽くせる存在でありたいと思います。

児童福祉とは…

弁護士 吉川 由里



このところ久しぶりに、困難を抱える、とある子どもさんとやり取りしています。彼女は「大人なんて信用できない」という思いから、児童相談所などの公的機関にSOSを出すことができずにきました。私とは、細く連絡は取り合っているものの、いまだに支援は求めてくれません。彼女の発する一言一言から、十代にして過酷な道を歩んできたことが伝わってきて、話を聞くことしかできない自分がもどかしいです。

最近では法律家として児童福祉の専門職の応援をする仕事が多いのですが、こういう苦しさは久しぶりです。それでも、ときどき彼女がかけてくれるクスッと笑ってしまうような言葉に心癒され、何よりも、生きていてくれることに希望を見えています。

福祉専門職たちといっしょに、彼女の応援団を結成できる日が来ますように。

入所から 6年を経て

弁護士 上柳 和貴



早いもので、私がたいとうに入所してから6年が経ちました。入所以来、依頼者のこれからの生活を見据えた解決を目指してきました。徐々に、隣接土業の先生や、福祉専門職の方と共同で対応する事案が増えてきています。このような連携により依頼者のこれからの生活の一助となっていれば幸いです。

現在の注力分野は、消費者問題、特に高齢者障がい者の消費者問題です。近時、訪問販売によるリフォーム詐欺被害、SNSによる投資詐欺、さらには弁護士による二次被害が問題視されています。消費者被害の中には被害回復が困難な事例も存在し、被害に遭わないよう予防することの重要性を痛感しています。私は、これまでも学生向けの出張授業、新聞への記事掲載等を行ってきましたが、今後も情報発信を続けていきたいです。

入所して半年が 経ちました

弁護士 植田 千穂



あっという間の半年でしたが、離婚や遺産分割などの家事事件、破産や後見の申立て、少年事件、刑事被害者の代理人など、多種多様な案件に触れさせていただきました。

日々新しいことばかりで、法的知識についても、様々な状況における人間の心理や生理的反応等についても、ますます多くのことを学ぶ必要があると実感しています。

この半年の業務を通じ、ご当事者があくまで主体となって解決に向かえるように援助を行うという目標が明確になりました。その実践のため、トライアンドエラーの毎日です。

ちょっとした言葉運び、表情や体の動き、情報を提供するタイミングのとり方に至るまで、どんなことでも工夫のしがいがあり、充実感をもって取り組んでいます。

